

志摩市公の施設の指定管理者制度導入方針

平成 17 年 4 月 14 日

制度の運用についての考え方

1．基本的考え方

指定管理者制度の導入については、制度創設の趣旨からも平等性を確保した上で効率的、効果的な管理運営を目指し、従来から管理委託を行っている施設はもとより、現在直営によって運営している施設においても、本制度の導入の可否について検討を行う。

2．指定管理者制度への移行時期

現在、公共的団体等に管理委託している施設は、原則として平成 18 年 4 月から指定管理者制度へ移行する。その他直営施設についても指定管理者制度の導入が効果的、かつ、効率的と考えられるものは、できるだけ早い時期に指定管理者制度に移行する。

3．条例の制定

指定管理者制度を導入するために、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（指定管理者条例）を制定し、指定管理者の公募、選定、指定等の統一的事項を定め、個々の設置管理条例は、指定管理者の業務、利用料金制等の個別事項を規定するよう一部改正を行う。

4．制度の活用にあたっての留意事項

(1) 市民サービスの安定的供給の確保

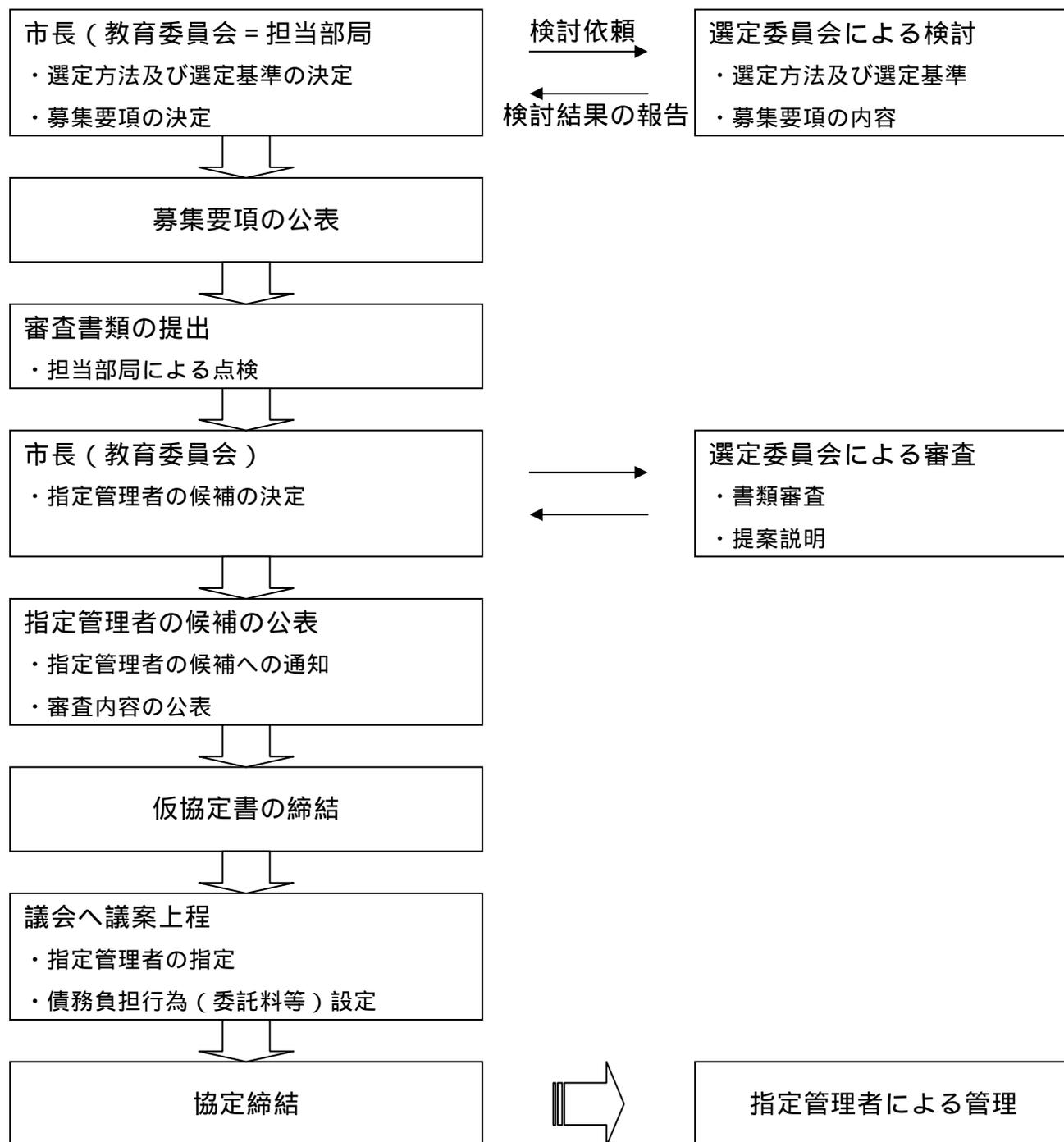
指定管理者制度の運用にあたっては、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととする。

(2) 利用料金制度の活用

利用料金を徴収している施設については、指定管理者の経営努力を促すという観点から、できる限り利用料金制度の活用を図ることとする。

指定の手續等

1. 指定管理者の指定の標準的な手順



2．指定管理者の公募の特例

指定管理者については公募が原則である。ただし、次に掲げる特別な理由がある場合は、公募によらずに指定管理者の選定を行うことができる。

(1) 既に管理している指定管理者が倒産したなど緊急性のある場合

(2) 公募を行わないことに合理的な理由がある場合

 P F I手法により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
 地域の団体が管理することにより、その地域の特性を生かすことができるなど
 事業効果が期待できる場合

 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合

 公募を行った結果、応募がなく、再度公募を行う暇がない場合

3．指定期間

指定の期間は、3年から5年（標準期間）の範囲内で施設ごとに適切な期間を設定する。ただし、施設の性格、サービスの提供の安定性確保及び効率性を著しく欠くなどの場合は、標準期間より長い期間を設定することも可能とするが、この場合であっても10年を限度とする。

4．選定基準

次の点に留意して、適切な審査項目及び審査基準を定め募集要項に記載する。

(1) 施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2) 施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

(3) 施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

5．選定方法

公の施設における良質なサービスの提供が、効果的、効率的でかつ安定的に行われるよう、管理運営コストだけでなくサービス提供のノウハウ、事業計画を確実に実施できる経営基盤など総合的に判断し指定管理者を選定する。

6．選定委員会

内部組織による選定委員会を設置し、審査基準に従い、公平、公正な審査を行い指定管理者の選定を行い市長に報告する。

指定管理者の指定後の留意事項

1．指定管理者の業務の停止及び指定の取消等

指定管理者が適切な管理を実施しているかどうかの点検を常に行い，地方自治法の規定に基づき，指定期間内であっても必要に応じて業務の停止や指定の取消しを行う。

2．個人情報保護及び情報公開

「志摩市個人情報保護条例」及び「志摩市情報公開条例」の趣旨に従って、指定管理者においても適切な個人情報保護及び情報公開を行う。

3．施設の管理運営への市民参加

利用者アンケートやモニター調査を実施することにより、利用者の満足度や苦情を把握するなど、施設の管理運営への市民参加を進め、指定管理者の提供するサービス内容の改善に反映させる。

指定等に係る概ねの流れ

本市における指定管理者の指定に当たっては，概ね次のような流れで行うものとする。

翌年度の4月から指定管理者を指定する場合の例

- | | |
|------|---------------------|
| 6月 | 指定管理者条例議会上程 |
| 7～8月 | 条例改正、募集要項、仕様書等準備 |
| 9月 | 設置管理条例議会上程 |
| 10月 | 公募の実施 |
| 11月 | 選定委員会開催、仮選定 |
| 12月 | 指定管理者の指定議案 |
| 1～3月 | 協定の締結、指定管理者による管理の準備 |
| 4月 | 指定管理の開始 |